科学研究費助成事業

研究成果報告書

科研費

平成 27 年 5月 22 日現在

機関番号: 13901 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2012~2014 課題番号: 24530087 研究課題名(和文)多数当事者仲裁の法的規律

研究課題名(英文)Legal framework of multiple arbitration

研究代表者

渡部 美由紀(WATANABE, Miyuki)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号:40271853

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文): 多数の当事者が関与する仲裁手続の法的規律について,特に手続の併合を中心に検討を加 えた。その際,諸外国の立法例や主要仲裁機関の規定,およびアメリカやドイツにおける判例・学説等を参照・分析し た。

ん。 仲裁手続の基礎は当事者の仲裁合意にあるため,契約締結の際に多数当事者仲裁を見込んで慎重かつ明確にそのため の規律について合意をしておくことが望ましい。問題は明確な合意がない場合である。一部について合意が欠けている 場合は,契約間の関係等から,仲裁合意の範囲の拡張を検討すべきである。諸外国の立法例には強制的な手続併合を認 めるものもあるが,なお慎重な検討が必要であろう。また,アメリカの集団仲裁の展開も紹介した。

研究成果の概要(英文): In this research, I have considered about the legal rules for multi-party arbitration, mainly on the consolidation of the procedure, referred to legislation examples of foreign countries and main arbitral institutions, precedents and discussions especially in United States and Germany. Because the arbitration procedure is based on the agreement of parties, it is desirable for parties that they agree about rules of multi party arbitration carefully and have clear provisions with regard to them, when concluding a contract. Problems derive from lack a clear agreement. When agreement is partly omitted in the related contracts, expansion of the range of the arbitration agreement should be examined mainly from the viewpoint of the relations between arbitral contracts. Some countries have a compulsory consolidation system, but careful examination will be necessary. In addition, I introduced the development of class arbitration of America.

研究分野: 民事手続法

キーワード:仲裁 多数当事者

1.研究開始当初の背景

当事者の合意を基礎とする仲裁は,国家裁 判権に係る制約を回避し,主要国のほとんど が加盟する1958年のニューヨーク条約によ り執行が可能であることから,国際紛争の解 決手段としてよく用いられる。たとえば国際 的な建設プロジェクトでは,その契約書内に, その契約をめぐる一切の紛争は仲裁により 解決する旨の条項を置くことも多い。そのた め,当該契約をめぐって紛争が生じた場合に は,仲裁裁判所がその紛争について判断を示 すことになる。

このようなプロジェクトをはじめ,現代社 会においては多数の者が関与する取引が多 く存在する。その契約形態には,複数の者が 水平的に一つの契約を締結するもの,垂直的 に複数の契約を締結するもの,水平的な契約 を主契約として,その実現のために主契約の 当事者のうちの一人がさらに別の者と垂直 的に契約を結ぶなど,複数の個別の取引を通 じて,複数の者が直接的又は間接的に法律関 係を有するものなどがある。これらの契約関 係に関して紛争が生じた場合にも,その解決 手段として,訴訟ではなく,仲裁が選択され ることは少なくない。

訴訟と仲裁は,その性質上自ずと手続内容 が異なる。国家裁判所でおこなわれる訴訟の 場合には,当事者への手続保障を不可欠の要 請として,法の適用の下,公権的・強制的解 決がされる。そこでは,任意訴訟禁止の原則 が妥当し,当事者の合意に基づく手続形成は 制限される。これに対して,

仲裁の場合には,仲裁合意および仲裁人契約 に基づいて,当事者が手続費用を全て負担し て,私人たる仲裁人が手続を主宰する。仲裁 合意がなければ,仲裁手続はなく,仲裁人の 下す仲裁判断の拘束力(仲裁法45条1項参 照)の基礎も当事者の合意にある。仲裁合意 は国家裁判所の裁判権を放棄するものとし て妨訴抗弁となり(同14条1項),契約当事 者が合意した範囲外の請求を審判したり,第 三者が手続に入ったりすることは許されな い。もっとも,仲裁制度は国家法の承認の下 に存在している。国家裁判所は,仲裁判断の 取消(同44条)や,仲裁判断の承認・執行 制度(同45条1項,2項,46条)等を通じ て,仲裁手続を一定程度介入する。なお,国 家裁判所の仲裁手続への関与の度合いは国 によって異なる。

多数当事者紛争についても,訴訟と仲裁と では異なる処理がされる。国家の設営する裁 判所において多数当事者紛争を訴訟により 解決する場合には,民事訴訟法の規律に従う ことになる。そこでは,訴訟が公権的・強制 的紛争解決方法であることを前提として,手 続経済や当事者間での矛盾のない判断が求 められ,請求の併合をはじめ,主観的・客観 的複数請求に対応するための規律が多数用 意されている。必要的共同訴訟では,手続進 行と判断の統一がはかられ(民訴法 40 条 1 項),紛争類型によっては,併合が強制され る(同41条3項など)。これに対して,特定 当事者間の特定の仲裁合意を拘束力の基礎 とする私的な紛争解決方法である仲裁では, 民事訴訟法の規律を同様に適用することは できず ,別段の考慮を必要とする。当事者は。 コストや時間がかかることを嫌って新たな 請求や当事者を追加する複雑仲裁を拒否す ることができるし,他方で,効率的に,異な る判断主体によって矛盾する判断がさえる リスクを回避するため,関連する契約から生 じる一連の紛争を一つの手続解決する旨の 合意をすることもできる。多数人や複数の請 求が絡む仲裁において,基礎となる仲裁合意 の存在自体が問題となった場合には,仲裁人 の管轄に関する問題が生じ,仲裁合意が欠け ている部分については,当然に仲裁手続を行 うことはできない。また,仲裁人の管轄が認 められるとしても,当事者間に特段の合意が なければ,複数継続する仲裁手続を併合でき るか,係属する手続に当事者以外の第三者が 参加できるか,または当事者が第三者を手続 に加えることができるか,その場合誰がその 許否を判断するのか, さらに手続の併合等に 伴い仲裁廷を構成する仲裁人の選任や数を どうするか,といった訴訟とは異なる問題が 生じる。これらの問題が解決されなければ、 複雑な紛争を合理的に解決するためには,国 家裁判所における訴訟手続によらざるを得 ないことになってしまい,手続の柔軟性,専 門性,秘密性や,ニューヨーク条約による仲 裁判断執行の容易さ等の仲裁のメリットを 享受することが困難になりうる。そこで,当 事者の合意を基礎とする仲裁の特性をふま えたうえで, 効率的にこのような紛争を処理 する方法が検討されなければならない。

国際仲裁の実務においては,多数当事者仲 裁の増加がかねてから指摘されており,その 規律が大きな関心事となっている。また,主 要な仲裁機関の多くは,すでに独自に多数当 事者仲裁に関する規律を設けており,諸外国 の立法例でも手続の併合等について規律す るものが散見される。さらにアメリカでは, 近時中断仲裁の可否をめぐって,興味深い判 例の展開がある。

一方,わが国では,平成 15 年に仲裁法が 制定された際に,その制定過程においては, 多数当事者仲裁が検討事項とされたものの, 立法化には至らなかった。現在もなお,多数 当事者仲裁については十分な議論の蓄積が あるとは言えない状況である。

2.研究の目的

1.の事情を背景として,本研究は,多数 の当事者が関与する多数当事者仲裁 (multiple/multi-party arbitration)の法的規 律を検討し,あるべき規律について一定の提 言を行うことを目的とする。その際,国際紛 争を主たる対象として検討し,実務的観点に 十分に配慮する。 3.研究の方法

研究は,主として,比較法的手法による。 具体的には,アメリカ法,ドイツ法をはじめ とする EU 諸国の法制,香港・シンガポール 等のアジアの法制を調査し,その結果を分 析・検討する。資料の収集や整理にあたって は,外国の研究者から研究協力を受け,より 適切な文献等の収集に務める。そして,これ をもとに、研究会等の場で報告を行い,研究 者や実務家等の意見を踏まえ,論文として公 表する。

4.研究成果

とくに手続の併合を中心として,3.の方 法により,多数当事者仲裁の手続規律につい て検討した。

(1)仲裁合意の存在

まず,仲裁人の権限(管轄),仲裁手続や 仲裁判断に当事者が拘束される基礎は当事 者間の仲裁合意にあるため, そもそも当該紛 争を訴訟ではなく仲裁により解決すること、 また仲裁によるとして,関連する紛争を一括 して多数当事者仲裁としてすすめること,そ の際の仲裁人の選任方法等について,全ての 関係当事者間で合意が調達されていれば,多 数当事者仲裁を行うことに問題はない。した がって,多数当事者紛争を仲裁で合理的に解 決するためには,仲裁合意を締結する際に, 慎重かつ綿密に将来の紛争を想定し,仲裁に 付される紛争の範囲を明確にした上で,特定 の仲裁廷(人)に事件についての管轄がある こと,また,統一して仲裁手続を行うことが できるよう,手続の併合や係属中の仲裁手続 に第三者が参加する手続等について,明確に 定めておくことが望ましい。多数の当事者間 で一つの仲裁合意をしておくことが容易で はないと考えられる契約類型では,別々の契 約について共同仲裁条項を挿入しておくこ となどもありえ,その際,多数当事者仲裁の ための規定を置く仲裁期間の仲裁に服する 旨の合意をしておくこともあろう。もっとも, 多数当事者仲裁手続に服することまで合意 したと言えるかどうか疑わしい場合には,さ らに当事者の意思を確認する必要があると 思われる。

(2)関連する紛争の一部について仲裁合意 が欠けている場合

紛争主体となる者の範囲を予め確定して おくことは必ずしも容易ではない。関連する 一連の契約の一部について,仲裁合意が欠け ていたり,他の仲裁合意を適合しない内容の 仲裁合意が結ばれていたり,管轄の定めが異 なっていたりする場合もある。また,一部の 者のみを被申立人とする仲裁が開始された 場合に,被申立人が他の契約当事者を手続に 巻き込んだり,第三者の手続参加を望んだり する場合もありうる。仲裁合意が欠けている 場合,当然に仲裁人に管轄権を認めることが はできないが,関連する紛争を一つの手続で

審判することができないとすれば,非経済的 かつ非効率的であるし,異なる判断主体によ リ矛盾した判断がされるおそれもあり。そこ で,明示的な仲裁合意がない場合でも仲裁人 が,一つの手続で関連する紛争を一度に審判 することが認められないかが問題となる。具 体手には, 黙示的に仲裁合意があったと解さ れるか,または仲裁合意内容を解釈により拡 張できないかが検討されなければならない。 これについては、 同一当事者間で、関連す る複数の契約の一部に仲裁条項が欠けてい るか,適合しない仲裁条項がある場合と, 直接の仲裁合意がない者を当事者とする場 の場合,まずは, 合とに分けて検討される。 複数の契約間の関係を確認し,先に締結され た基本契約の仲裁条項に基づいて仲裁人に 管轄権を認めることが許容されるかどうか を中心として,付加的・補充的合意から生じ た紛争を仲裁に付託する当事者の意思の有 無が,基本契約の目的に従って判断されなけ ればならない。契約間に密接な関連があり、 仲裁条項がないことが他の契約から生じる 紛争を仲裁に付託し一挙に解決することを 排斥することを意味するものでなければ,当 事者の意思として黙示的に仲裁合意があっ たとみてよいものと思われる。他方,後に締 結された契約が,基本契約の履行ないし補充 でなく,新たに当事者に異なる義務や負担を 負わせるものであれば,仲裁人はこれについ て管轄権をもたないと考えられる。仲裁条項 がある契約と国家裁判所に管轄権を認める 契約がある場合には,裁判所の管轄条項のあ る契約から生じた紛争に仲裁廷の管轄を拡 大することは原則として認められないと考 えるべきである。 の場合,当事者が管轄に 意義を唱えず手続に参加している等の事情 がある場合には,その者が黙示的に仲裁に合 意しているとして,仲裁人の管轄を認めるこ とができる。それ以外の場合は,仲裁合意の 主観的範囲の解釈に関係する。仲裁合意の主 観的範囲を,直接合意のない当事者にまで拡 張することに対しては慎重になるべきであ ろう。

(3)仲裁手続の併合

関連する紛争が格別の仲裁手続で処理されることになった場合に,手続を併合できるだろうか。

まず,当事者の合意がある場合には,事湯 に手続を併合できる。したがって,契約作成 時に手続併合等についても明確に合意して おくことが望ましい。併合の要件として,当 事者の合意以外に請求間の関連性を要求す るか否かについては争いがあるが,当事者の 合意を基礎とする仲裁においては,訴訟の場 合と異なり(民訴法 38 条参照),合意があれ ば併合を認めてよいと思われる。

次に,当事者の合意がない場合であるが, 私的自治や仲裁機関等の受動性・独立性の観 点から,当然に裁判所や仲裁人の職権で,手 続を併合することは許されない。これについ て,香港・オランダ等では,一定の要件の下 に,仲裁手続の併合を認めることができる旨 を法定している。また,アメリカでは,特段 の合意がない場合に,裁判所が併合の可否を 判断するとする州がある。効率的に手続をす すめるには強制併合は有用であるが,複数の 仲裁合意は、それぞれ仲裁人の選任方法、本 案の準拠,手続規律等について異なった定め を置く場合もあるから,併合に際しては,さ まざまな問題が生じうる。また、かりに強制 併合しても,その結果として出された仲裁判 断には事後的に承認・執行が拒絶されるリス クが残る。裁判所の強制併合命令が,本来的 に私的自治や当事者の合意を基礎とする仲 裁になじむのかという本質的な問題もある ため,これについては,十分な検討が必要で あると思われる。

(4)機関仲裁

ICC(国際商業会議所),JCAA(日本仲裁協 会),HKIAC(香港国際仲裁センター)等,主 要な仲裁機関では,近時改正により併合等の 規定を新設ないし整備するところが多い。

(5)集団仲裁の可能性

近時アメリカでは,集団仲裁(class arbitration)をめぐって,興味深い判例の展 開(Green Tree Financial Corp. v. Bazzle, 539 U.S.444(2003),Stolt-Nielsen S.Z. v. Animal Feeds Int'l Corp.,130 S. Ct 1758 (2010), AT&T Mobility LLC v. Conception, 131 S. Ct.1740 (2011))がある。集団仲裁 とは,クラスアクションと同様に,共通又は 類似する利害関係を有する多数の当事者の うちの一部又はそれらの者の為に行為する ことを認められた者が,クラス全体を代表し て仲裁手続(集団仲裁)を行い,一括して全 当事者の権利を行使するものであり,仲裁判 断は全てのクラス構成員を拘束する。

Bazzle 判決が集団仲裁への途を開いたた め、これ以降、明確に集団仲裁の合意がなく ても、集団仲裁を申し立てる事例が増加した。 しかし、続く Animal Feeds 事件において、 裁判所は当事者が集団仲裁について何も触 れていないことをもって、集団仲裁手続によ る紛争解決への同意を推定することは許さ れないとする。また、AT&T 事件では、州法 がクラスアクション放棄条項を無効にする ことは難しいと判断された。立法動向を含め、 今後の展開が期待されるところである。

集団仲裁の可能性については,欧州でも論 じられているが,そもそもクラスアクション 制度自体の導入にも消極的であるところが 多数であるため,十分な議論はまだなされて いないように思われる。集団仲裁では,とり わけ仲裁適格と仲裁合意の存在が問題にな る。前者については,とくに消費者や労働者 といった社会的・経済的に弱い立場にある当 事者と企業との契約を集団仲裁で処理する ことは困難であろう。後者については,黙示 の合意があったと解釈して認める余地がな いかどうかが問題になるが,合意解釈の主体, クラスへの加入方法,仲裁人の選任,仲裁判 断の拘束力等,検討すべき課題が多いと思わ れる。

(6)その他の研究成果

当事者の合意を基礎とする紛争解決方法 として仲裁とならぶ調停(メディエーショ ン)について,とくにドイツ法がメディエー ション法を制定したため,その規律について, 分析・検討し,報告した。

5.主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 1 件) 渡部美由紀「ドイツにおける ADR メディ エーション法の成立」法律時報 85 巻 4 号 (2013年)44-49 頁

〔学会発表〕(計 件)

[図書](計 2 件) 仲裁 ADR 法学会・明治大学法科大学院編『ADR の実際と展望』(商事法務,2014 年)131 頁 -138 頁。

渡部美由紀「多数当事者仲裁の法的規律 手 続の併合を中心に」本間靖規ほか編『河野正 憲先生古稀祝賀・民事手続法の比較法的・歴 史的研究』(慈学社,2014年)699頁-734頁

〔産業財産権〕 出願状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番房: 出 内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 種利者: 番号: 年月日: 取 内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

渡部美由紀(WATANABE, Miyuki) 名古屋大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:40271853

(2)研究分担者 ()

研究者番号:

(3)連携研究者 ()

研究者番号: